

令和2年度
長岡京市内部統制評価報告書
【附属資料】

令和3年6月

1 内部統制の目的

内部統制とは、(1)業務の効率的・効果的な遂行、(2)財務報告等の信頼性の確保、(3)業務に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全という4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。これら4つの目的は、それぞれ固有の目的ですが、お互いに独立しているものでもなく、相互に密接に関連しています。

(1) 業務の効率的・効果的な遂行

各業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいいます。

地方自治法第2条第14項及び第15項に掲げる住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるといふ趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで業務の目的達成を図ります。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいいます。予算及び予算の説明書（地方自治法第211条）、決算（地方自治法第233条）等の財務報告は、議会や住民等の監視に置かれ、市の信用の維持・向上に影響を与えています。これらの誤った情報は、市に不測の損害を与え、信頼を著しく失墜させることとなります。

また、市の政策実績を十分に把握するためには、非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その情報の信頼性も確保しなければなりません。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいいます。地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはなりません（地方自治法第2条第16項）。しかし、長岡京市では、平成27年に長岡京市職員が水道施設工事の入札等に当たって便宜を図った見返りに業者側から賄賂を受け取るという事件が発生しました。二度とこのような事件を起こさないため、長岡京市元職員の収賄容疑にかかる再発防止のための改革事項で議論された組織体制や業務の改善策に着実に取り組み、市民の信頼回復に努めていかなくてはなりません。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ることをいいます。

税を財源として取得された財産（地方自治法第237条第1項）及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、市の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与えます。これらを防止するための体制を整備することが求められています。

この資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含

まれます。住民に関する情報については、適切に保全が図られなかった場合、住民に著しい不利益を与え、住民からの信頼に非常に大きな影響を与える可能性があるため、特に適切な対応が求められます。

2 内部統制の対象とする事務

長岡京市においては、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第2項第1号に規定する財務に関する事務としています。そして、それら事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

3 内部統制の体制

長岡京市における内部統制の実施体制は次のとおりです。内部統制は、執行機関ごとに整備・運用するものと考えられていますが、長岡京市では、市長が統轄代表権を有しているものとし、この方針の下で全ての執行機関の統制を行うものとしています。

(内部統制体制における職員・部局の役割)

職名	実施内容
市長	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定及び実施に関する最終責任者
副市長	<ul style="list-style-type: none"> 最終責任者の補佐であり、実務的な責任者 全職員に対し、基本方針遵守のために必要な施策の実施を指示
部局長	<ul style="list-style-type: none"> 各部局の責任者として、部局職員に対し、基本方針に関する具体的な取組を指示 内部モニタリングの実施 部局で、重大なリスクが生じたときの責任者
総務課 (内部統制推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(案)の作成・見直し 内部統制の実施の通知 各所属(実行部門)のリスクや自己評価の取りまとめ 内部統制評価報告書(案)の作成 内部モニタリングの結果を報告・公表のための手続 職員への周知徹底
共通業務の 所管課	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的に対応が必要なリスクの分析と対応策の整備 行革、コンプライアンスの視点から内部統制を評価 内部モニタリングでの意見具申 職員への周知徹底
所属長	<ul style="list-style-type: none"> 所属の責任者として、所属職員に対する基本方針に関する具体的な取組を指示 日々の業務のチェック、日常的モニタリングの実施

職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属の担当業務の実施者として、基本方針やリスクの対応策に基づく適正な事務執行を行う。 ・担当業務におけるリスク対応策の策定と検証 ・日々の業務における日常的モニタリングの実施
-----	---

4 内部統制の取組

内部統制の取組は、業務上のリスクの発生の予防と早期発見、発生した場合の適切な対処を行い、リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するための仕組みを整えることです。

令和2年度の取組は次のとおりです。

(1) 取組内容と経過

	内容
令和2年4～5月	各所属の業務におけるリスクの洗い出し及び評価と対応策の整備
令和2年6～7月	内部統制推進課において、各所属の業務におけるリスクの取りまとめ
年間を通じて	各所属において業務実施。発生したリスクの報告 ⇒発生したリスクは、内部統制推進課で取りまとめ、実務責任者及び共通業務所管課へ報告
令和3年3～4月	各所属における令和2年度自己評価の実施
令和3年4～5月	内部統制推進課において自己評価の取りまとめ及び評価の実施
令和3年6月	内部モニタリング機関（庁議）におけるモニタリングの実施
令和3年6月	内部統制評価報告書の作成

(2) 全所属の取組

それぞれの所属において、リスクの評価と対応を実施しました。

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいいます。ここでのリスクは、災害、事故及び感染症等のように市民に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減することができず、多くの場合に、事後にしか対応することができない事象である場合には含まないものとします。内部統制でなく危機管理の観点から、別途対応するものです。

ア リスクの識別・分類

自らの所属の業務で発生する財務に関するリスクの洗い出しを行いました。

イ リスクの分析と評価

識別・分類したリスクについて、当該リスクが生じる可能性及び影響の大きさを分析し、リスクの量的な重要性を見積もるとともに質的な重要性に照らして、対応策を講じるべきリスクかどうかを評価しました。

ウ リスクへの対応策の整備

リスクへの対応は、財務に関するリスクのうちで、発生頻度や影響度が高く、優先度が高（優先）以上とされたもの（表1）について、必要に応じて対応策を講じました。

エ 自己評価と報告

年度当初にリスクの分類・識別及び分析と評価を行い、優先度が高（優先）以上となるリスクを「リスク評価シート」に記載し、内部統制推進課（総務課）へ提出しました。内部統制推進課は、提出されたリスク評価シートの内容でリスクの優先度や対応策の整備状況に不十分な点等について、必要に応じて各所属に再評価を求めました。

また、年度末に年間を通じて統制を行った結果をリスク評価シートに追記し、自己評価を行いました。

その他、リスク事案が発生した際には、「リスク事案発生報告書」を作成し、実務責任者へ報告を行い、内部統制が有効に機能しているかどうかの検討を行いました。

（表1）優先度の設定基準

影響度 発生可能性	甚大（人命、市民の財産又は市の信用に著しい影響）	大（市民生活、事業活動又は市の信用に影響）	中（他部署に影響、職員の心身に影響を与える、又は市の信用に影響を与えることがある。）	小（所属内に影響、又は職員の心身に影響を与えることがある。）
頻繁（月に数回）	最高（最優先）	最高（最優先）	高（優先）	中（標準）
たまに（年に数回）	最高（最優先）	最高（最優先）	中（標準）	中（標準）
稀に（1～数年に1回）	最高（最優先）	高（優先）	中（標準）	低
職場内では未発生	高（優先）	中（標準）	低	低

(3) 共通業務の所管課の取組

共通業務を所管する課（表2）は、内部統制推進課と連携し、事務分掌規則に定められた権限に基づき、その知見を生かして内部統制の整備及び運用が有効に行われるよう、次の取組を行いました。

各課から提出されたリスクのうち、全庁的に対応が必要となるリスクについて、統一的なリスク対応策を策定、又は実施し、各所属で適切にリスク管理がされているか点検・評価しました。

(表2) 共通業務の所管課

全庁的に共通する業務	左の所管課
・ 個人情報保護に関すること	広報発信課
・ 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	職員課
・ 法令遵守に関すること	総合調整法務課
・ 予算の編成及び執行管理に関すること	財政課
・ 情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・ 情報セキュリティの運用に関すること	情報システム課
・ 契約制度等に関すること ・ 契約に係る業者指導に関すること	契約課
・ 工事の検査等に関すること ・ 工事に係る設計委託の検査等に関すること ・ 工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	検査指導課
・ 文書事務及び公印に関すること	総務課
・ 支出負担行為の確認に関すること ・ 収入及び支出命令書の審査に関すること ・ 資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・ 会計事務の指導に関すること	会計課
・ 水道（下水道）事業に係る入札及び契約の総括に関すること ・ 水道（下水道）用財産の取得、管理及び処分に関すること ・ 水道（下水道）事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること ・ 水道（下水道）事業の出納及び会計事務に関すること	上下水道部総務課

5 内部統制評価手続きと評価結果

(1) 評価手続き

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下、ガイドラインという）及び「長岡京市内部統制に関する基本方針」（以下、基本方針という）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を次のとおり実施いたしました。

ア 各所属での評価手続き

各所属において、4.(2).エのリスク評価シートに記載したリスクについて、整備状況及び運用状況に不備があるかどうか自己評価を行いました。

イ 共通業務所管課での評価手続き

共通業務所管課において、全庁的に共通するリスクの整備状況を点検・評価しました。

ウ 内部統制推進課での評価手続き

各所属から自己評価の提出を受け、内部統制推進課である総務課において、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について、重大な不備がないか評価を実施しました。

(2) 評価結果

ア 各所属での自己評価結果

令和2年度において、各所属の業務におけるリスクのうち優先度が高（優先）以上となるリスクは411件ありました。そのうち、全庁的に共通する業務におけるリスクは248件（表3）、各所属の業務における個別のリスクは163件ありました。

各所属での自己評価結果では、整備状況については、リスク評価シートに記載されているリスクのうち、対応策が整備されているか、又は現在の対応策では統制の内容や手続きが不十分でなかったかについて評価をしました。

また、運用状況については、リスク評価シートに記載されているリスクを結果として発生させたかどうかを評価しました。

411件のリスクのうち、整備状況の不備があったリスクは0件、運用状況の不備があったリスクは10件ありました。

各所属において運用状況の不備があったリスクは表4のとおりです。

(表3) 全庁的に共通する業務におけるリスク（優先度が高（優先）以上）

共通業務の内容	リスクの件数
個人情報保護に関すること	35
職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	78
法令遵守に関すること	51
予算の編成及び執行管理に関すること	3
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・情報セキュリティの運用に関すること等	40
・契約制度等に関すること ・契約に係る業者指導に関すること	1
・工事の検査等に関すること ・工事に係る設計委託の検査等に関すること ・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	1
文書事務及び公印に関すること	30
・支出負担行為の確認に関すること ・収入および支出命令書の審査に関すること ・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・会計事務の指導に関すること	7
・水道（下水道）事業に係る入札及び契約の総括に関すること	2

<ul style="list-style-type: none"> ・水道（下水道）用財産の取得、管理及び処分に関すること ・水道（下水道）事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること ・水道（下水道）事業の出納及び会計事務に関すること 	
--	--

（表４）令和２年度に発生したリスク事案

リスクNO	リスク事案の概要	発生の原因	選択した対処法	今後の再発防止策
1	広報紙において、氏名の掲載誤りがあった	複数人での読み合わせチェックをしていたが、見落としてしまった。	本人及び関係者への謝罪、市ホームページへ訂正とお詫びを掲載	個人や団体の名称には特に細心の注意を払い、複数人での読み合わせを徹底する。
2	団体ウェブサイトFTPサーバーへの第三者による不正アクセス	ウェブサイト管理ツールに脆弱性があった	ホームページ作成事業者に修復を依頼した。	脆弱個所を修正した。
3 4 5	基幹系システムへログインできなくなる事象が発生し、2時間程度各課の業務に支障がでた。	大会議室に敷設していた古いLANケーブルを交換し、事態が収束した。メーカーに調査を依頼したが、原因の特定には至らなかった。	老朽化して破損していたLANケーブルを新品に交換したことによりネットワーク通信が可能になり復旧。電話対応できなかった事案については、復旧後に、電話にて対応した。	大会議室に敷設していたLANケーブルは、露出した状態であったため、LANケーブルを配管経由で敷設した。
6 7 8	市道走行中の乗用車等の損傷事故が発生した（3件）	道路パトロールにおいて全路線を網羅できていなかったため。	緊急修繕等により対応した。	道路パトロールの徹底
9	公用車運転中の事故	目視確認不足	警察及び担当部署への連絡	目視の徹底及び同乗者による的確な指示
10	発送した通知文書に別の宛先の文書が同封された状態で発送してしまった。	発送先一覧の件数と発送件数の確認を行わなかった。	発送先に文書を回収しに行き、お詫びするとともに、回収した文書は改めて発送した。	発送の直前に発送先一覧の件数と発送件数の確認を行う。

イ 共通業務所管課による評価結果

共通業務所管課において、全庁的に共通する業務におけるリスク248件の対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を中心に評価したところ、すべてのリスクにおいて重大な不備はないとの評価となりました。(表5)

(表5) 共通業務所管課による評価結果

共通業務の内容	共通業務所管課	評価結果	評価結果の内容	共通業務所管課におけるその他の取組
個人情報保護に関すること	広報発信課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	長岡京市個人情報保護条例に基づき個人情報の収集はその所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲でと定めており、目的外利用や外部提供をする場合は、同条例に基づき審議会へ諮問することなど職員へ年2回周知し、個人情報保護の適正な運用に努めました。 また、運用状況報告書を作成し、審査会及び審議会へ報告したほか、市広報紙やHPにも掲載し、公正な運用を確保しました。
職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	職員課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	令和2年度は4月に新入職員を対象とした公務員倫理研修と法令遵守研修を実施しました。計26名が参加し、服務、公務員倫理、法令遵守について学びました。また部局ごとに倫理・法令遵守研修の実施により不祥事の発生防止に努めました。

法令遵守に関すること	総合調整 法務課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	庁内向け啓発として、法令遵守マネージャーから法令遵守通信を発行するとともに、公益通報体制の確立に努めました。
	総務課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	長岡京市職員の収賄事件に係る改革検討事項として実施してきた全職員のリスク管理チェックを令和2年度も実施し、不祥事の発生防止に努めました。
予算の編成及び執行管理に関すること	財政課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	予算・業務執行を財政課合議とすることで、複数でのチェック体制強化を実施しました。
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・情報セキュリティの運用に関すること等	情報システム課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	長岡京市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、情報セキュリティ対策の整備状況及び運用状況を点検・評価するため、内部監査を実施し、適正であると判断しました。また、今年度は情報セキュリティ意識等の向上のため、全庁向け「標的型メールテスト」及び「情報セキュリティ、個人情報保護、サイバーセキュリティ」研修を実施するとともに、マイナンバー事務を行っている所属には、「マイナンバー制度一般、個人番号利用事務関係事務」研修を実施しました。さらに、情報システム課内においても、情報担当所管課向けのセキュ

				リティ研修を実施しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約制度等に関すること ・ 契約に係る業者指導に関すること 	契約課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	契約規則に基づき、入札・契約事務が適正に執行されるよう、契約課執行の入札・契約事務だけでなく、各課において執行される入札・契約事務においても合議によるチェックを実施しました。また、令和2年度は、書面による職員基礎研修の実施や、インフォメーションによる周知徹底など、適正な入札・契約事務の執行を図りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の検査等に関すること ・ 工事に係る設計委託の検査等に関すること ・ 工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること 	検査指導課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	工事及び設計委託業務の検査において、成果品が設計図書、施工計画書等と整合が取れているか確認し、工事等に係る職員及び業者に対し、成果品の整理方法等の指導を行った。また、長岡京市請負工事の随時検査基準にしたがって、11月に土木工事1件、建築工事1件の随時検査を実施しました。
文書事務及び公印に関すること	総務課	重大な不備なし	評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。	文書事務の適正執行のため、新入職員向けの文書研修を実施しました。また、公文書の適正管理及び改ざん防止を目的とした、文書管理システムの導入を進めました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為の確認に関すること ・ 収入および支出命令書の審査に関すること ・ 資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・ 会計事務の指導に関すること 	<p>会計課</p>	<p>重大な不備なし</p>	<p>評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。</p>	<p>予算執行説明会において各課での伝票の確認方法やよくある間違いを伝え、全庁的な指導を行いました。また資金前渡処理や旅費に関する処理について事前にインフォメーションで周知を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道(下水道)事業に係る入札及び契約の総括に関すること ・ 水道(下水道)用財産の取得、管理及び処分に関すること ・ 水道(下水道)事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること ・ 水道(下水道)事業の出納及び会計事務に関すること 	<p>上下水道部総務課</p>	<p>重大な不備なし</p>	<p>評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道事業においては、チェックリストを使用し、適正な契約事務の実施とその確認を行っています。 ・ 年2回の倫理研修のほかに、他市での入札等に係る事件を職員間で情報共有するなどし、職員の意識向上に努めました。 ・ 研修計画を策定し、外部研修等を通して、職員の知識と技術の向上に努めました。 ・ 上下水道事業に係る予算・業務執行を上下水道総務課合議とすることで、複数でのチェック体制強化を実施しています。

ウ 内部統制推進課による評価結果

内部統制の目的を、「リスクを一定水準以下に抑える」とことと定めていることから、内部統制推進課では、各所属が実施した自己評価に基づき、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制について、確認し、重大な不備がないか評価を行いました。

総務省のガイドラインでは、内部統制の「重大な不備」とは、内部統制の「不備」のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいいます。

整備上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが、運用上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当するとされています。

上記に基づき評価を行ったところ、運用状況に不備のあった10件（表4）以外は、すべて不備は認められませんでした。

不備のあった10件について、その発生原因、対応状況、対応の結果、影響度や再発防止策について、経済的・社会的に大きな不利益を生じられるものであったかどうかを基準に判断したところ、重大な不備には至らないものと評価をしました。

以上のことから、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。